税関の模倣品貨物に関する情報提供権限を拡充する法案が上院を通過

2026年11月19日
JETRO NY 知的財産部
角張、赤木

米国連邦議会上院は、11月10日に、税関・国境取締局（Customs and Border Protection: CBP）における模倣品貨物に関する情報提供権限を拡充する法案[1]（Counterfeit Notification Act）を全会一致で可決した。同法案は本年4月に下院を通過しており、今般上院が下院案を無修正で可決したことから、今後大統領による署名を経ることにより成立することとなる。

本法案は、1930年関税法（Tariff Act of 1930）の一部[2]を修正するものであり、模倣品貨物の取締りに関してCBPの情報提供権限を強化・拡充することを目的としたものである。法案の主な内容は以下のとおりである。

- CBP長官は、輸入された模倣品貨物について「has a reasonable suspicion」（合理的な疑義がある）場合には、同貨物に関する情報提供を行うことが可能である旨明確化[3]すること
- 模倣品貨物に関する情報提供に際しては、オンライン・マーケット・プラットフォーマーなど対象商品の販売・輸入関係者により作成・提供された非公開情報もその対象に含めることを可能とすること
- 模倣品貨物に関して、権利者のみならず、対象商品について利害関係を有すると認められるあらゆる者[4]に対して情報提供することを許容すること

本法案の成立により、CBPからの模倣品貨物に関するタイムリーかつ詳細な情報提供を通じて、権利者等において関係機関とも連携した円滑な権利行使が可能となることが期待されている。

（以上）

---

[1] https://www.congress.gov/bill/119th-congress/house-bill/4930
(H.R.4930 - To expand the sharing of information with respect to suspected violations of intellectual property rights in trade.)
[2] 19 U.S.C. §1628a
[3] 現行は「suspects」（疑われる）場合とされ、基準が不明瞭であるとの意見があった。
[4] 貨物の物流業者など米国内における対象商品の販売・輸入に関係する者が含まれる。